

令和8年度三豊市における障害者就労施設等からの物品等調達方針

1.目的

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、障害者就労施設等〔別紙1〕からの物品等〔別紙2〕の調達の推進を図るため、以下のとおり方針を定めるものである。

2.適用範囲

この方針は、三豊市の物品等の調達に適用する。

3.調達目標

三豊市が施設等から調達する品目と目標は、以下のとおりとする。

（単位:円）

		令和7年度実績		令和8年度予定		
品目		内 容	金額	内 容	金額	備考
需用費	印刷製本	窓あき封筒印刷	222,178	窓あき封筒印刷	662,240	
役務費	清掃・施設管理	公園清掃	633,600	公園清掃	633,600	
		1,200円／人日		1,200円／人日		
	その他のサービス・役務	リサイクル処理保管業務	10,422,082	リサイクル処理保管業務	11,770,000	
		缶	18円／kg	缶	20円／kg	
		ビン	24円／kg	ビン	25円／kg	
		ペット	29円／kg	ペット	30円／kg	
				選挙開票所設営作業	124,328	
			封筒封入作業	148,500		
合計			11,277,860		13,338,668	

4.調達の実施

障害者就労施設等からの物品等の調達については、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、三豊市会計規則（平成18年規則第55号）及び地方公営企業法施行令（昭和27年9月3日政令第403号）に基づき、予算の適正な執行に配慮しつつ障害者就労施設等から随意契約を活用することにより、物品等の調達を行うものとする。

5.調達の推進

障害者就労施設等からの物品等の調達に関し、障害者就労施設等の受注の機会の増大を図るため、下記の措置を講ずるよう努めるものとする。

①福祉課は、障害者就労施設等から提供可能な物品等の情報について、市の機関へ情報提供を行う。

②市の機関は、障害者就労施設等との契約が、スムーズに行われるよう配慮する。

③市の機関は、障害者就労施設等からの物品等の購入が簡易に行われるよう配慮する。(共通物品等への登録)

④市の機関は、障害者就労施設等への発注について、各障害者就労施設等の提供能力に合わせ、納期、納入条件等、適切な配慮を行う。

6.共同受注窓口の活用

発注情報の提供や障害者就労施設等の情報収集、受発注の取りまとめ等については、障害者就労施設等の共同受注窓口として設置している(NPO)香川県社会就労センター協議会を活用する。

なお、同協議会については、三豊市障害者支援施設等受注団体認定要綱により、市が随意契約できる相手方として認定しており、障害者就労施設と同様に同協議会が製作した物品や役務の調達を随意契約により行うことができる。

7.調達実績の公表

本方針に基づく物品等の調達については、当該年度終了後、実績を取りまとめ公表するものとする。

8.その他

①市主催行事等における配慮

市の機関が開催する各種行事、イベント等について、県障害福祉課や(NPO)香川県社会就労センター協議会を通じて、障害者就労施設等への情報提供を行う。

②業務委託先等における配慮

市と業務委託契約（指定管理者制度による施設等管理運営業務を含む。）を締結している相手方、管理運営補助金の交付先（外郭団体）等に対し、障害者就労施設等からの物品等の調達について理解と協力を求める。

③県との連携

県、関係機関とも連携を図り、障害者就労施設等からの物品等の調達を推進する。

④職員等の協力

職員個人や親睦会等での物品購入等に際しても、障害者就労施設等からの購入に協力するよう呼びかける。

【調達先の分類】

共同受注窓口	受注内容に対応可能な複数の障害福祉サービス事業所にあつせん・仲介する業務を行う
就労継続支援A型・B型事業所	障害者総合支援法第5条第14項に規定する、一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業所
就労移行支援事業所	障害者総合支援法第5条第13項に規定する、一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な支援を行う事業所
生活介護事業所	障害者総合支援法第5条第7項に規定する、常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介助等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する事業所
障害者支援施設	障害者総合支援法第5条第11項に規定する障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る）
地域活動支援センター	障害者総合支援法第5条第25項に規定する、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設
小規模作業所	障害者基本法第2条第1号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設
特例子会社	障害者の雇用に特別の配慮をし、雇用される障害者数や割合が一定の基準を満たすものとして厚生労働大臣の認定を受けた会社
重度障害者多数雇用事業所	重度身体障害者等を常時労働者として多数雇い入れるか継続して雇用している事業主
在宅就業障害者	自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者
在宅就業支援団体	在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体

【物品・役務の品目分類】

品 目	具 体 例
事務用品・書籍(A)	筆記具、事務用具、用紙、封筒、ゴム印、書籍など
食料品・飲料(B)	パン、弁当・おにぎり、麺類、加工食品、菓子類、飲料、コーヒー・茶、米、野菜、果物など
小物雑貨(C)	衣服・身の回り品・装身具、食器類、絵画・彫刻、木工品・金工品・刺繍品・陶磁器・ガラス製品、おもちゃ・人形、楽器、各種記念品、清掃用具、防災用品、非常食、花苗など
その他の物品(D)	机・テーブル、椅子、キャビネット、ロッカー、寝具、器物台、プランター、車いす、杖、点字ブロック等 上記以外の物品
印刷(E)	ポスター、チラシ、リーフレット、報告書・冊子、名刺、封筒などの印刷
クリーニング(F)	クリーニング、リネンサプライなど
清掃・施設管理(G)	清掃、除草作業、施設管理、駐車場管理、自動販売機管理など
情報処理・テープ起こし(H)	ホームページ作成、プログラミング、データ入力・集計、テープ起こしなど
飲食店等の運営(I)	売店、レストラン、喫茶店など
その他のサービス・役務(J)	仕分け・発送、袋詰・包装・梱包、洗浄、解体、印刷物折り、おしぼり類折り、筆耕、文書の廃棄(シュレッダー)、資源回収・分別など